

訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて  
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号)

別紙様式11別添 4

訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ) (Ⅱ)

## 「賃金改善実績報告書」

1. 「訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ)」及び「訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ)」を算定する訪問看護ステーションについては、別添 4 の 1 の「実績報告書・中間報告書」を提出すること。
2. 法人内の同一の給与体系に基づく複数の複数の訪問看護ステーションにおいて、訪問看護ステーションの「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して届出を行う場合には、別添 4 の 2 「実績報告書・中間報告書 (法人)」を用いること。

(訪問看護ステーション)

(令和    年度分)

訪問看護ステーションコード（7桁）

訪問看護ステーション名

## I. 提出書類の種類

※どちらか1つを選択してください。

- ☐ 賃金改善中間報告書  
☐ 賃金改善実績報告書

## Ⅱ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 月

※ 令和8年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。

※ (中間報告書の場合) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合であっても、当該評価料を算定した期間(2)と同じ期間を記載すること。

※ （実績報告書の場合） 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合 には、遡及して賃金改善を実施した期間を算定した期間（2）ではなく、充当した期間（4月～翌年3月）を記載すること。

(1) - 2 (中間報告書のみ) 令和8年度又は令和9年度の6月から算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック

※ 令和8年度又は令和9年度のベースアップ評価料の算定開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 月

Ⅱ－２．（中間報告書のみ）条例改正等が必要なため８月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

(i) 条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック

(ii) 計画値となる理由 ☐ 条例の改正が必要なため ☐ その他の事由 ※どちらか1つを選択してください。

(理由の詳細：条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限ります。必ず記載してください)

Ⅲ-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

|                                   |  |   |
|-----------------------------------|--|---|
| (3) 訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ) による収入の実績額   |  | 円 |
| (4) 訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ) による収入の実績額   |  | 円 |
| (5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3) + (4)】 |  | 円 |

※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。（算定していない場合は0と記載。）

※ なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた**当該評価料の本体点数のみを算定した場合に置き換えて**計算すること。

### Ⅲ－１－１．ベースアップ評価料による収入の繰越状況

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| (6) 前年度からの繰越額（令和 8 年度分報告時のみ記載） | 円 |
|--------------------------------|---|

### Ⅲ-2. ベースアップ評価料による収入の実績額（総計）

(7) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5) + (6)】

- 以下、基本給等総額については **1月当たりの額** を記載してください。（該当ない場合は0と記載）
- ※ 「基本給等総額」とは、基本給等の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。
  - ※ 「ベア等」の定義は【記載上の注意】を参照のこと。
  - ※ (13)のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額は賃金改善実施期間の**増加分の総額**を記載すること。  
また、賃金改善に伴い増加する法定福利費分を概算によって計算する場合、小数点以下の四捨五入における切り上げによって最大16.5%を超えた場合については、問題ないこととする。
  - ※ 「賞与の支給月数」については、月単位で記載すること。支給がない場合は0と記載。また月単位が不明の場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した額を記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅳ. ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

|                                                                                           |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| (8) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                                                         | 人 |
| (9) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                                     | 円 |
| (10) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額                          | 円 |
| (11) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（9）－（10）】                                              | 円 |
| (12) ベア等による賃金増率【（11）÷（10）】                                                                | % |
| (13) 上記（11）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた総額【賃金改善実施期間（1）の全期間】（該当ない場合は0と記載） | 円 |

Ⅳ－2. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項

|                                                                  |    |
|------------------------------------------------------------------|----|
| (14) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                               | 人  |
| (15) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】           | 円  |
| (16) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 | 円  |
| (17) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（15）－（16）】                    | 円  |
| (18) ベア等による賃金増率【（17）÷（16）】                                       | %  |
| (19) 報告書届出年度の賞与の支給月数                                             | か月 |
| (20) 前年度の賞与の支給月数                                                 | か月 |

Ⅳ－3. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の基本給等に係る事項

|                                                                  |    |
|------------------------------------------------------------------|----|
| (21) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                               | 人  |
| (22) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】           | 円  |
| (23) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 | 円  |
| (24) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（22）－（23）】                    | 円  |
| (25) ベア等による賃金増率【（24）÷（23）】                                       | %  |
| (26) 報告書届出年度の賞与の支給月数                                             | か月 |
| (27) 前年度の賞与の支給月数                                                 | か月 |

Ⅳ－4. 事務職員の基本給等に係る事項

|                                                                  |    |
|------------------------------------------------------------------|----|
| (28) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                               | 人  |
| (29) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】           | 円  |
| (30) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 | 円  |
| (31) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（29）－（30）】                    | 円  |
| (32) ベア等による賃金増率【（31）÷（30）】                                       | %  |
| (33) 報告書届出年度の賞与の支給月数                                             | か月 |
| (34) 前年度の賞与の支給月数                                                 | か月 |

Ⅳ－5. 看護補助者の基本給等総額に係る事項

|                                                                  |    |
|------------------------------------------------------------------|----|
| (35) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                               | 人  |
| (36) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】           | 円  |
| (37) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 | 円  |
| (38) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（36）－（37）】                    | 円  |
| (39) ベア等による賃金増率【（38）÷（37）】                                       | %  |
| (40) 報告書届出年度の賞与の支給月数                                             | か月 |
| (41) 前年度の賞与の支給月数                                                 | か月 |

Ⅳ－6. その他の対象職種の基本給等に係る事項

|                                                                  |    |
|------------------------------------------------------------------|----|
| (42) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                               | 人  |
| (43) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】           | 円  |
| (44) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 | 円  |
| (45) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（43）－（44）】                    | 円  |
| (46) ベア等による賃金増率【（45）÷（44）】                                       | %  |
| (47) 報告書届出年度の賞与の支給月数                                             | か月 |
| (48) 前年度の賞与の支給月数                                                 | か月 |

V. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

|                                                               |           |   |
|---------------------------------------------------------------|-----------|---|
| (49) ベースアップ評価料による収入の実績額【(7)】                                  |           | 円 |
| (50) 対象職員全体の賃金改善実績額（賃金改善実施期間分）【(11) × (賃金改善実施期間)】             |           | 円 |
| (51) ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額【(13)】 |           | 円 |
| (52) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【( (50) + (51) ) - (49)】                |           | 円 |
| (53) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか                     | 賃金改善額充当済み |   |

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和      年      月      日

開設者名：

【記載上の注意】

- 1    本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 2    本報告書において、「令和8年3月又は5月時点の給与体系（令和8年5月までにベースアップ評価料を届け出ていた訪問看護ステーションにあっては、令和8年度診療報酬改定前のベースアップ評価料による賃金改善後であって令和8年度診療報酬改定によるベースアップ評価料による賃金改善前の体系に限る。）を、当該年度に勤務している職員の基本給等総額」と、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」及び賃金改善の実績には、賃金に当てはめた場合の「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めないものとする。
- 3    Ⅳの「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）
- 4    Ⅳについて、「報告書届出年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の賞与の月数を記載する。  
なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。
- 5    Ⅳについて、「前年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の前年度に係る賞与の月数を記載する。  
なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。
- 6    Ⅴについて、大臣折衝において賃上げの実行性確保の観点から、「対象職員の賃金改善実績額」の総額が、「ベースアップ評価料により得られた収入額」の総額と「ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）の増加分に用いた額」の総額を合わせた額と比べて、同額以上となること。

(訪問看護ステーション)

(令和 年度分)

訪問看護ステーションコード（7桁）  
訪問看護ステーション名  
集約訪問看護ステーション数

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |

I. 提出書類の種類 ※どちらか1つを選択してください。

- ☐ 賃金改善中間報告書
- ☐ 賃金改善実績報告書

II. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

|    |   |   |   |    |   |   |  |    |
|----|---|---|---|----|---|---|--|----|
| 令和 | 年 | 月 | ～ | 令和 | 年 | 月 |  | か月 |
|----|---|---|---|----|---|---|--|----|

- ※ 令和8年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。
- ※ (中間報告書の場合) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合であっても、当該評価料を算定した期間(2)と同じ期間を記載すること。
- ※ (実績報告書の場合) 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合 には、遡及して賃金改善を実施した期間を算定した期間(2)ではなく、充当した期間(4月～翌年3月)を記載すること。

- (1) - 2 (中間報告書のみ) 令和8年度又は令和9年度の6月から算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック ☐
- ※ 令和8年度又は令和9年度のベースアップ評価料の算定開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。

(2) ベースアップ評価料算定期間

|    |   |   |   |    |   |   |  |    |
|----|---|---|---|----|---|---|--|----|
| 令和 | 年 | 月 | ～ | 令和 | 年 | 月 |  | か月 |
|----|---|---|---|----|---|---|--|----|

II-2. (中間報告書のみ) 条例改正等が必要なため8月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

- (i) 条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック ☐
- (ii) 計画値となる理由 ☐ 条例の改正が必要なため ☐ その他の事由 ※どちらか1つを選択してください。
- (理由の詳細：条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限ります。必ず記載してください)

III-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

|                                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| (3) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)による収入の実績額   |  | 円 |
| (4) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)による収入の実績額   |  | 円 |
| (5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3)+(4)】 |  | 円 |

- ※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)
- ※ なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた 当該評価料の本体点数のみを算定した場合に置き換えて 計算すること。

III-1-1. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

|                              |  |   |
|------------------------------|--|---|
| (6) 前年度からの繰越額(令和8年度分報告時のみ記載) |  | 円 |
|------------------------------|--|---|

III-2. ベースアップ評価料による収入の実績額(総計)

|                                                                                   |  |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--|---|
| (7) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5)+(6)】 |  | 円 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--|---|

- 以下、基本給等総額については **1月当たりの額** を記載してください。（該当ない場合は0と記載）
- ※ 「基本給等総額」とは、基本給等の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。
  - ※ 「ベア等」の定義は【記載上の注意】を参照のこと。
  - ※ (13)のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額は賃金改善実施期間の**増加分の総額**を記載すること。  
また、賃金改善に伴い増加する法定福利費分を概算によって計算する場合、小数点以下の四捨五入における切り上げによって最大16.5%を超えた場合については、問題ないこととする。
  - ※ 「賞与の支給月数」については、月単位で記載すること。支給がない場合は0と記載。また月単位が不明の場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した額を記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅳ. ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

|                                                                                           |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| (8) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                                                         | 人 |
| (9) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                                     | 円 |
| (10) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額                          | 円 |
| (11) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（9）－（10）】                                              | 円 |
| (12) ベア等による賃金増率【（11）÷（10）】                                                                | % |
| (13) 上記（11）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた総額【賃金改善実施期間（1）の全期間】（該当ない場合は0と記載） | 円 |

Ⅳ－2. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項

|                                                                  |    |
|------------------------------------------------------------------|----|
| (14) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                               | 人  |
| (15) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】           | 円  |
| (16) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 | 円  |
| (17) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（15）－（16）】                    | 円  |
| (18) ベア等による賃金増率【（17）÷（16）】                                       | %  |
| (19) 報告書届出年度の賞与の支給月数                                             | か月 |
| (20) 前年度の賞与の支給月数                                                 | か月 |

Ⅳ－3. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の基本給等に係る事項

|                                                                  |    |
|------------------------------------------------------------------|----|
| (21) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                               | 人  |
| (22) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】           | 円  |
| (23) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 | 円  |
| (24) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（22）－（23）】                    | 円  |
| (25) ベア等による賃金増率【（24）÷（23）】                                       | %  |
| (26) 報告書届出年度の賞与の支給月数                                             | か月 |
| (27) 前年度の賞与の支給月数                                                 | か月 |

Ⅳ－4. 事務職員の基本給等に係る事項

|                                                                  |    |
|------------------------------------------------------------------|----|
| (28) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                               | 人  |
| (29) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】           | 円  |
| (30) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 | 円  |
| (31) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（29）－（30）】                    | 円  |
| (32) ベア等による賃金増率【（31）÷（30）】                                       | %  |
| (33) 報告書届出年度の賞与の支給月数                                             | か月 |
| (34) 前年度の賞与の支給月数                                                 | か月 |

Ⅳ－5. 看護補助者の基本給等総額に係る事項

|                                                                  |    |
|------------------------------------------------------------------|----|
| (35) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                               | 人  |
| (36) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】           | 円  |
| (37) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 | 円  |
| (38) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（36）－（37）】                    | 円  |
| (39) ベア等による賃金増率【（38）÷（37）】                                       | %  |
| (40) 報告書届出年度の賞与の支給月数                                             | か月 |
| (41) 前年度の賞与の支給月数                                                 | か月 |

Ⅳ－6. その他の対象職種の基本給等に係る事項

|                                                                  |    |
|------------------------------------------------------------------|----|
| (42) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】                               | 人  |
| (43) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】           | 円  |
| (44) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 | 円  |
| (45) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（43）－（44）】                    | 円  |
| (46) ベア等による賃金増率【（45）÷（44）】                                       | %  |
| (47) 報告書届出年度の賞与の支給月数                                             | か月 |
| (48) 前年度の賞与の支給月数                                                 | か月 |

V. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

|                                                         |           |   |
|---------------------------------------------------------|-----------|---|
| (49) ベースアップ評価料による収入の実績額【(7)】                            |           | 円 |
| (50) 対象職員全体の賃金改善実績額（賃金改善実施期間分）【(11) ×（賃金改善実施期間）】        |           | 円 |
| (51) ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額 |           | 円 |
| (52) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【(49)－(50)】                       |           | 円 |
| (53) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか               | 賃金改善額充当済み |   |

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和年月日

開設者名：

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 2 本報告書において、「令和8年3月又は5月時点の給与体系（令和8年5月までにベースアップ評価料を届け出ていた訪問看護ステーションにあっては、令和8年度診療報酬改定前のベースアップ評価料による賃金改善後であって令和8年度診療報酬改定によるベースアップ評価料による賃金改善前の体系に限る。）を、当該年度に勤務している職員の基本給等総額」と、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」及び賃金改善の実績には、賃金に当てはめた場合の「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めないものとする。
- 3 Ⅳの「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）
- 4 Ⅳについて、「報告書届出年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の賞与の月数を記載する。  
なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。
- 5 Ⅳについて、「前年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の前年度に係る賞与の月数を記載する。  
なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。
- 6 Vについて、大臣折衝において賃上げの実行性確保の観点から、「対象職員の賃金改善実績額」の総額が、「ベースアップ評価料により得られた収入額」の総額と「ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）の増加分に用いた額」の総額を合わせた額と比べて、同額以上となること。